



4A16
YTH0002

表

講座名		年 月 日		点 数	※
H30民法					
試験科目・回	試験地・クラス	受 験 番 号		フリガナ	
				氏 名	

答
案
用
紙
1
頁



1 (設問1)

2 1 Bは、平成29年9月10日締結の松茸売買契約に基づき代金50万円の支払いを

3 請求し、この請求は認められるか。AとBは、同日、松茸5キログラムを

4 代金50万円で売り、平成29年9月21日の夜に、Bのりんご農園のそばにあるB戸の

5 乙倉庫において、代金の支払を引換えとする旨の金銭をした。

6 2 これに対し、Aは松茸契約の目的物たる、という松茸5キログラムの引渡し

7 について履行不能(民法(以下省略)412条の2)となり、^{おり、これ}は

8 当事者双方の責めに帰すべき事由によること、代金の支払

9 について(536条1項)が考えられること、この主張は認められ

10 か。

11 (1) この主張が認められるためには、①債務につき履行不能であること、

12 ②当事者双方の責めに帰すべき事由によることを要する。

13 (2) ア ①について、

14 本件引渡債務の目的物である松茸5キログラムは、種類不特定物

15 であり、引渡しの目的物としての種類不特定債権である。この場合、

16 履行不能とは、債務履行が契約その他の債務の発生原因及び取

17 引上の社会通念に照らして不能であることであること、種類債権

18 の場合は、これに該当しないため問題となる。

19 (ア) 債権の目的物の種類のみで指定した場合において、債務者から物の

20 給付をするのに必要と行為を完了したと見、以後その物を債権の

21 目的物とすることが401条1項、2項に規定されている。そして、

22 物の給付をするのに必要と行為、とは、493条が弁済の提供を

フイ2規定しているところ、債務の履行については債権者の行為を要する
 ことは、弁済の準備をしたことを通知してその受領の催告をすれば足りる
 としていることから、取立債務の場合、分離・準備・通知を要する
 ところ解ず。

(1) 本件についてあると、同年同月21日午後12時Bは松茸を収獲し、これを乙倉庫に
 運び入れ、5キログラムの箱詰めを終えた。これにより、松茸を分離目的物と
 なり5キログラム単位で分装し、引渡しの準備をしていることが認められる。更に
 Bはその後直ちに、引渡準備が整った旨をAに電話で連絡しているところから、
 通知していることも認められる。／ 結局は「必要の行為を完了して」、い

(ウ) したがって、本件引渡債務は、物交付物の引渡しである。

(エ) 更に、この松茸5キロは、何箇所にあって置かれていたところから、
 社会通念上不能な状態に陥っていることが認められる(①肯定)。

イ ②について

本件松茸は行商によって採れたものである。したがって、②も認められる。
 更に、Aは前記より松茸5キロ

~~採~~の必要行為を終了した時、400条の保管義務を負

(3) よて、Aの受領が認められると認える。／ 受領遅滞、いなり

3 もって、Bは履行不能がAの責めに帰すべき事由によるものであること
 で、履行を拒むことが正当と主張しようが、これは認められない。

ii 413条1項は受領遅滞について定めるところ、この場合は、債権者は自己の
 財産と同一の注意を払ってその物を保存すれば足りるようになり、400条の管
 理注意義務を軽減することその内容について、更に、413条の2第2項は
 債権者による受領遅滞の際に当事者双方の責めに帰することである。



裏

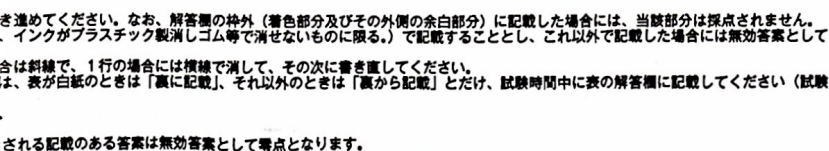
(注意事項)
1 答案用紙の取扱い
答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり折り曲げたりしないでください。

2 答案作成上の注意
(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って書き進め、
(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、イ
等点となります。
(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は、
(4) 答案用紙の表裏を書き違えて答案を作成した場合には、
時間終了後に記載することはありません。
(5) 答案用紙の裏印の欄には何も記載しないでください。
3 その他
解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断され

答案用紙 3 頁



45
46 5.2、その債務が履行不能になったことは、その不能は債権者の責めに帰すべき
47 事由によるものとのみ争うとしている
48 (2) 本件についておきて、前述お) Bが通知をし、契約に依り、引取りを要していたこと
49 Aはトランクが盗まれたことと理由に引取りができず、これは、Bが履行の提
50 供したにもかかわらず、Aが債務の履行を受けることができない場合かつ債権のAAが
51 特定物である松茸と交換したことから、受領遅滞となることと認め
52 られる。これ、BはCに強く施錠について言っていたことから、自己の財産と自
53 の注意義務を果たしていたことも認められる。
54 (3) しかしながら、主文が認められることである。
55 4 上記お)し、本件松茸が盗まれたのは、Bが雇用するCが鍵を忘れたこと
56 によるものであること、Cの注意をBの注意と同視することと認めらる。
57 (1) 契約関係にある者3名の過失は通常 契約関係にある者の過失と同
58 視することと認めらる。もっとも、これらの者が特別な契約関係にある場合は
59 例外的に同視することと認めらる。是等の点には、貸借関係の充足とな
60 った債務を履行する履行補助者なことがこれに当たる。
61 (2) 本件についておきて、BはCを雇用しており、松茸の収獲やその
62 他の作業も共に行っている。また、松茸を保管する倉庫の施錠
63 についてもBが鍵を握っており、これはBがAに対する貸借関係の
64 下で、Cはこれと関係している者にあたると、
65 (3) しかしながら、Cは履行補助者にあたり、貸借関係とBと関係
66 する。
67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99
そして、盗難が多数発生している地域において、施錠を怠ったことは、自己の





4A16
YTH0002

表

講座名		年 月 日		点 数		※	
試験科目・回	試験地・クラス	受 験 番 号			フリガナ		
					氏 名		

答案用紙 1 頁



1 項①から分割払いとされており、これを担保するものとして第②に
2 代金債権の完済まで甲トラックの所有権を売主であるDに留保
3 されることとしている。したがって、^{担保する}甲トラックは、本件売買の目的物として
4 所有権がDに留保されるものであることが認められ、Dは①に
5 対する権利を認められる。また、第③項では期限の利益喪失に関す
6 る内容が定められており、第④項で②の支払いにつき不履行があれ
7 ば、Dは所有権に基づき甲トラックの返還を請求できる旨が規定
8 されている。したがって、②について認められる。そして、Aは月4万
9 の支払いを一度も滞っていないから、~~返済~~期限の利益
10 をAは失っており、^{返済}弁済期到来前であることを認められる
11 (⑤肯定)。
12
13 ウ よって、Dの発言は正当である。
14 第2 (2)について
15 1 Dの発言は正当であると認められる。
16 (1) Eは、自身が無関係な第三者に当たること、登録^{名義が}
17 簿にあるにもかかわらず、Dは自己の所有権を~~喪失~~ 売主による権利
18 移転を自己に對抗できないという主張である。同条の第三者とは、登
19 録^簿自体の権利変動につき、法上正当な利益を有する者とする。たと
20 も、Eは甲トラックにより自己の土地利用が妨害されているものではない
21 ことから、この第三者に当たらない。
22 (2) もっとも、EはDの④の発言に関する正当性を検討し、^特 殊
の事情によつて、^特 殊な登録名義がDにあることを主張すること

が考えられるが、この主張は妥当でない。理由は以下である

ア 建物登記について、~~登記~~建物の所有権移転がある。しかし、
かかわらず、登記移転をしていなかった場合に、その建物の所有土地
の所有権者の妨害排除請求権の相手方として、登記名義人を
認めさせた事案がある。これは、^{土地}所有権者の^{請求相手方}請求の困難性や登記
義務者の登記の容易性を理由として、他人の土地上の建物の
所有権取得時に、自己の意思に基づいて所有権取得の登記を
経由したことをあげている。

イ 本件についてみると、公示機能と所有登記と登録であり、
その機能も容易であることから、~~三要件~~同様に考えられるべき。

ウ もともと、所有権留保が持つ担保的機能が弱まって、通常登
録しなどの公示は完全に所有権が移転したと行うものである。
また、上記事例では、譲渡者の登記の外観に依する信頼と登記
義務者の懈怠とのバランスが考慮されているところ、所有権留保の場合、
登録を後更しないのは通例であり、懈怠は認められない。

エ よって、建物登記の場合と同様に考えない。

(2) 以上より、Dの主張が妥当である。